

会 議 録

会議の名称	豊中市特別職報酬等審議会		
開催日時	令和3年(2021年)2月19日(金) 10時00分～12時00分		
開催場所	市役所第二庁舎3階大会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	総務部人事課	傍聴者数	1人
公開しなかった理由	—		
出席者	委員	宮本又郎、伏田澄子、田口雅枝、久山信子、重長寿典、相原洋、清水聖子、阿部昌樹、武林晶子(計9名)	
	事務局	(説明員) 総務部長 藪床和弘 総務部次長兼人材戦略長 吉村光博 総務部人事課長 倉田仁一 総務部職員課長 山内秀昭 財務部財政課長 長尾元明 市議会事務局長 明石治美 市議会事務局次長兼総務課長 朝倉敏和	
	その他	総務部人事課 太田優子、中村美保、竹中匡人、福島知久、丹野堅次	
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会長の選挙について 2. 会長職務代理者の指定について 3. 特別職の報酬等について 4. 特別職等の期末手当について 5. 市長および副市長の退職手当について 6. 政務活動費について 7. その他 		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

審議等の概要（主な発言要旨）

1. 副市長の挨拶

審議会の開催に先立ち、足立副市長から次のような挨拶があった。

（要旨）

本審議会委員の改選の年にあたり、皆様には新たに委員としてご就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただき、お礼申しあげます。

現在の報酬等の額につきましては、平成30年度に、現行額を据え置くことが適当である旨の答申をいただき、期末手当・退職手当についても令和元年度に現行の算定式によることが適当である旨の答申をいただきました。

また、昨年度の議論や新型コロナウイルス感染症の社会的影響も踏まえ、市長の政治的判断により令和2年5月1日から令和3年4月30日までの間、市長については月額20%、副市長については月額10%の自主減額を行っています。

特別職の報酬等につきまして、本年度におきましては、諮問はいたしておりませんが、本日は、他市の状況や本市の財政状況のほか、政務活動費の収支報告などにつきまして、事務局からご説明させていただくことにしております。

2.（案件1）会長の選挙について

会長の選挙を行い、宮本又郎氏を選出した。

3.（案件2）会長職務代理者の指定について

会長が、吉村直樹氏を指定した。

4.（案件3）特別職の報酬等について

事務局から資料「豊中市特別職報酬等審議会関係資料」に基づき、豊中市の特別職報酬等の減額状況や大阪府内や近隣都市・類似都市の報酬等の動向、議会の活動状況などについて説明を行った。

続いて資料「豊中市財政関係資料」に基づき、本市の財政状況について説明を行った。

（質疑・意見交換）

その後の質疑・意見交換では、次のような発言があった。

委員：将来負担比率がマイナスであるのはどのような理由が考えられるか。

また、今年度新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、財政面にどのような影響があるのか。

事務局：将来負担比率については、公債残高が減ってきているということでこのような結果になったと認識している。

新型コロナウイルスの影響についてだが、令和3年度について予算ベースで市税が6%以上減る見込みとなっている。一方で感染拡大防止や市民に対する支援、地域経済の活性化を旗印として次年度予算を編成している。

必要などころには予算を充てるが、市税が減ってきているという状況もあり、

財政調整基金から繰り入れも行いながら調整をしているところである。

楽観視できる状況ではないのでうまくやりくりをしていく必要があると認識している。

委員：市長・副市長が令和2年5月1日から令和3年4月30日まで新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みて自主減額を行っているが、決定の過程や次年度以降の動向も含めて自主減額の仕組みや流れについて伺いたい。また、現在は特別職だけの減額ではあるが、一般職への影響はあるのか。

事務局：市長等の自主減額については昨年4月の臨時会で承認され、令和2年5月1日から令和3年4月30日まで実施しているところである。

コロナの影響が依然として続いていく中、特別職については引き続き自主減額を続けていきたいと考えており、3月議会に提案する予定である。

一般職については、人事院が民間の給与水準を調査した上で昨年10月に月額給については据え置き、期末勤勉手当については0.05月分のマイナスという人事院勧告が出ている。現在の財政状況や給与水準決定の考え方を踏まえて、自主減額は行っていない状況である。

委員：市長・副市長の場合はそれぞれが自主的に行うということで自主減額になると思うが、一般職が自主減額を行うということはどのような意味合いになるのか。一人一人が減額を決めるということではないと思うので、そういうことになるのと自主減額とは少し違った意味合いになるのではないか。

事務局：市長・副市長の報酬については当審議会での審議・答申に基づき、条例で決定しているものである。そこに政治的判断も踏まえ、本来額ではなく自主的に減額をしているのが現在の状況である。

一般職については、平成12年から人事院勧告に基づかない減額を行っていたことはある。

委員：その減額についても議会で決められているものであるもので、自主減額とは少し意味合いが違うようには思える。

委員：市長・副市長に加え、議会の議員も減額を行ってはいるが、他市状況を見ると様々な減額率や減額期間となっており、対応も異なっているように見える。豊中市の減額率や減額の期間はどのような考えのもとで決定したのか。

事務局：今回の特別職における20%・10%という減額率は、以前本市で行っていたような、財政面での不足分を人件費で補いにいくという自主減額の考え方とは少し異なり、特別職が昨年度からの新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、市民の方、事業者への影響を目の当たりにする中で決められたものであり、客観的あるいは定量的な根拠や算出式に基づいて決定したものではない。

事務局：議員の報酬減額については、特別職の減額措置に併せて、コロナの影響で厳しい市民の方の状況に寄り添いたいということで、議会で自主減額を決定したものである。期間については特別職と同様に設定しており、減額率については様々な議論がなされ、最終的に5%になったものである。

引き続き実施する場合は特別職と同様に3月の定例会で議論することになると思われる。

委員：関係資料の中にある一般職の最高月給と議員の月額報酬がほぼ同じであるがこ

れは他市でも同じような状況にあるのか。

事務局：詳しく調べられてはいないが、特別職の給与水準について、一般職の給与水準を参考にしていると思われる。

明確には答えられないが恐らく他市についても同様に一般職の月給を特別職の給与水準を決定する際の参考としているのではないか。

委員：承知した。また次回の審議会までに他市状況等を調べておいていただければ有難い。

5. (案件4) 特別職の期末手当について

事務局から資料「豊中市特別職報酬等審議会関係資料」に基づき、豊中市の期末手当の状況、大阪府内や近隣都市・類似都市の期末手当の動向などについて説明を行った。

(質疑・意見交換)

その後の質疑・意見交換では、次のような発言があった。

委員：期末勤勉手当は6月と12月に支給されているが、6月が2.25月分、12月が2.2月分となっている。この割り振りはどのように決定されているのか。

事務局：人事院勧告が例年夏頃にある。該当年度の期末勤勉手当については人事院勧告が出る前に支給されている6月分ではなく、12月分で調整している。その翌年度については減った部分を6月と12月で案分することになっているが、ここ数年については翌年も率の変更があったため同じように12月で調整を行っている。

委員：12月で調整をするということは6月で払いすぎていたら12月で減らし、逆に6月が少なかったら12月でプラスするということか。

事務局：期末勤勉手当については一年間の支給月数が人事院勧告で示される。それを受けて12月で調整をするということになっている。来年度でいうと年間4.45月を半分にした2.225月分ずつ6月と12月で支給されるということになる。来年度仮に期末勤勉手当についてマイナスの人事院勧告があった場合、6月はそのまま2.225月分の支給となるが12月は2.225月から少し減るということになる。逆に増える時も同じ考え方である。

委員：一般職は期末手当と勤勉手当があると思うが、勤勉手当について豊中市は人事評価を踏まえた支給を行っているのか。

特別職に関しては期末手当と勤勉手当という区分は存在しないが、どのような趣旨で存在しないのか。

事務局：一般職については人事評価の評価区分と連動して支給額が変わってくる。上位評価であればプラス、下位評価であればマイナスという仕組みになっている。

特別職については、勤勉手当というのは勤務成績に対するものであり、特別職については馴染まない性質のものであるため、期末手当に一本化しているものである。

委員：これは豊中市独自のものではなく、一般的にそのような考え方か。

事務局：お見込みのとおりである。他市についても特別職は期末手当のみとなっている。

6. (案件5) 特別職の退職手当について

事務局から資料「豊中市特別職報酬等審議会関係資料」に基づき、豊中市の退職手当の状況、大阪府内や近隣都市・類似都市の退職手当の動向などについて説明を行った。

(質疑・意見交換)

その後の質疑・意見交換では、次のような発言があった。

委員：特例措置で退職手当を支給していない市町村があるが、これは審議会等で議論や答申があったことを踏まえてのことなのか。一般的に退職手当を支給していないということはどのような理由が考えられるか。議会等で決めていることなのか。

事務局：退職手当については退職手当の条例があるはずなので議会に諮って決定をしているという認識である。

委員：つまり報酬等審議会とは全く別のところで決定をしているということか。例えば審議会の答申と全く異なった決定をすることはあり得るのか、審議会でも特例措置についても議論をしているのか。

事務局：特例措置を行っている市町村については、市長の現任期中不支給となっているので、現市長が出馬した際に任期中の退職手当の不支給を選挙公約にしており、当選後にその意向を受けて条例改正が議会に提案され、市議会でも可決されているものではないかと推測している。

委員：自主減額に近いような認識でよいか。

事務局：そのとおりである。

7. (案件6) 政務活動費について

事務局から資料「政務活動費関係資料」に基づき、豊中市の政務活動費の状況、大阪府内や近隣都市・類似都市の政務活動費の動向などについて説明を行った。

(質疑・意見交換)

その後の質疑・意見交換では、次のような発言があった。

委員：今年度支出状況に変化があれば教えて頂きたい。

事務局：コロナの影響で他自治体での視察に関する部分は減っている。

委員：その場合は例年より多めの返還金が発生するということか。

事務局：全体の決算を見ないとまだ不確定な部分もあるが視察に関する経費は減ってはくるので影響はあるものと考えている。

委員：今後、デジタル化が進んでいくにあたり、政務活動にも変化が出てくると思われるが条例等の改正は必要ないか。現行条例における政務活動費の使用目的の中でデジタル化していくものについても読めることができるのか。

事務局：議会でもICT化を進めているところであり、タブレットを一人一台貸与しているが、その関連機器の購入を認めていく必要があると考えられる。また視察の手法についても訪問ではなくリモートでの視察も増えてくると考えられるので、リモート環境の整備等についてどこまで政務活動費で認めるのかということに

についても今後議論をしていく必要があると考えている。

委員：リモート環境の整備ということですので全ての会派が必要なものになってくると思われるが、大きな会派と小さな会派ではもらえる額も異なってくるのでそのあたりで問題が発生してくる可能性がある。

事務局：会派全体での額では変わってはくるが一人当たりの月額7万円ということでは差はでてこないと考えている。

8. (案件7) その他について

なし

(審議会終了)